福島県地域防災計画

（原子力災害対策編）

新旧対照表

令和　年　月

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
第１章 第４節	第４節　福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、 原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。 このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）についても別に定められた。 参照：参考資料　「原子力災害対策指針」抜粋（Ｐ．９０参照） このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。 （新設）	第４節　本県の原子力発電所に係る原子力災害対策の前提 第１　東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。） 原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。 このことを踏まえ、指針では、当該特定原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）についても別に定められた。 このことから、本県においても福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策については、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施するものとする。 第２　東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。） 指針では、当該施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされているが、廃止措置の作業が進められていることを鑑み、作業の進捗に応じた見直しを継続的に行うものとする。 参照：参考資料　「原子力災害対策指針」抜粋（Ｐ．９０参照）	・記載位置の変更 ・福島第二原子力発電所の原子力災害対策に係る考え方を追記
第１章 第６節	第６節　原子力災害対策重点区域の範囲 本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避	第６節　原子力災害対策重点区域 第１　原子力災害対策重点区域の設定 原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設	・指針の記載に合わせた修正（重点区域の範囲の設定に係る考え方に加え、設定の目的等に係る記載を追加）

章-節	現行	修正後	修正理由
	難経路及び場所の明示等原子力災害対策重点区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるに当たっては、平成２３年３月に発生した福島第一原子力発電所及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮して、区域を定めるものとする。 このため、本県における原子力災害対策重点区域はいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「関係市町村」という。）の全域とする。重点区域の範囲は、表３のとおりとする。 なお、福島第一原子力発電所におけるＰＡＺについては、指針に基づき設定しない。 また、福島第二原子力発電所に係るＰＡＺについては、原子力施設から概ね半径５㎞、ＵＰＺについては原	の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。 原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。 また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。 第２　原子力災害対策重点区域の範囲 平成２３年３月に発生した福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲並びに福島第一原子力発電所が特定原子力施設として指定されていることを踏まえ、本県における原子力災害対策重点区域はいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「関係市町村」という。）の全域とし、その区分は　表３のとおりとする。 なお、福島第一原子力発電所におけるＰＡＺについては、指針に基づき設定しない。 また、福島第二原子力発電所に係るＰＡＺについては、原子力施設から概ね半径５㎞、ＵＰＺについては	

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	子力施設から概ね半径３０km を目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定する。 （表３）重点区域の設定範囲 （略）	原子力施設から概ね半径３０km を目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定する。 （表３）重点区域の設定範囲 （略）	
第１章 第７節	第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の放出前の段階から、原子力施設等の状態が指針等に基づく緊急事態区分に応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し実施する。 なお、事故の規模及び進展に応じて、国はＰＡＺの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。 また、ＵＰＺにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。 一方、原子力災害対策重点区域外の地域においては、防護措置の支援活動を行う。（以下、防護措置と防護措置の支援活動を合わせて防護措置等という。） 第１　福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、ＥＡＬに応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示	第７節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置 ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質が放出される前の段階から、避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。 また、ＵＰＺにおいては、確率的影響のリスクを低減するため、屋内退避等の防護措置を準備、実施する。 なお、事故の規模及び進展に応じて、ＵＰＺの一部の範囲においても避難等の予防的防護措置を実施することがある。 一方、原子力災害対策重点区域外の地域においては、防護措置の支援活動を行う。（以下、防護措置と防護措置の支援活動を合わせて防護措置等という。） 第１　福島第一原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 発電所周辺では、未だ避難指示が継続しており、住民等の一時立入が行われている一方で、避難指示が解除された区域では住民等が帰還し生活を再開している。こうした現状を踏まえ、放射性物質が放出される前の初期対応段階における、ＥＡＬに応じた予防的な防護措置は避難指示区域と避難指示	・指針の記載に合わせた修正 ・不要な記載の修正 ・指針の記載に合わせた修正及び記載位置の変更（後段なお書きへ移動） ・指針の記載に合わせた修正

章-節	現行	修正後	修正理由
	区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施する。 １　避難指示区域に係る防護措置 警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。 ２　ＵＰＺに係る防護措置 施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。 なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるＯＩＬと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。 （別表４－１）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（Ｐ．６参照） 第２　福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 福島第二原子力発電所施設に係るＥＡＬは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。 １　ＰＡＺに係る防護措置 警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある	区域でない区域に区分したうえで以下のとおり実施する。 １　避難指示区域に係る防護措置 警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を準備するものとし、施設敷地緊急事態に至った場合、避難指示区域に一時立入している住民等の退去を開始するものとする。 ２　ＵＰＺに係る防護措置 施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、また、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。 なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じることを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準であるＯＩＬと照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。 （別表４－１）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等（Ｐ．６参照） 第２　福島第二原子力発電所に係る緊急事態区分及び緊急時に講ずべき防護措置 福島第二原子力発電所施設に係るＥＡＬは、指針上、原子炉の現状から他の実用発電用原子炉施設と同様の取り扱いとされたが、具体的な避難及び一時移転の防護措置は、重点区域の以下の区分に応じて実施する。 １　ＰＡＺに係る防護措置 警戒事態（自然災害によるものを除く。）が発生した場合、施設敷地緊急事態要避難者（要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号に定める要配慮者をいう。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、又は妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある	・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正

章-節	現行	修正後	修正理由
	者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始するものとし、 施設敷地緊急事態に至った場合、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。また、原則として施設敷地緊急事態要避難者は避難を実施する。 さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等の避難を即時に実施する。 なお、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。 ２　ＵＰＺに係る防護措置 原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にＯＩＬ１（空間放射線量率 500μSv/h）を超える区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目処にＯＩＬ２（空間放射線量率 20μSv/h）を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。 なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。 ３　避難指示区域における防護措置 （略）	者、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する。 また、施設敷地緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備するとともに、施設敷地緊急事態要避難者に対して避難を即時に実施する。 さらに、全面緊急事態に至った時点で、全ての住民等を対象として避難を即時に実施する。 なお、健康状態等により、避難よりも屋内退避が優先される場合には、遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。 ２　ＵＰＺに係る防護措置 施設敷地緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を準備するものとし、全面緊急事態に至った時点で、住民等の屋内退避を実施するものとする。 なお、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目処にＯＩＬ１（空間放射線量率 500μSv/h）を超える地域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、１日以内を目処にＯＩＬ２（空間放射線量率 20μSv/h）を超える地域を特定し一週間程度内に一時移転を実施する。 ３　避難指示区域における防護措置 （略）	・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正 ・記載位置の変更（後段なお書きから移動）及び指針の改正を反映 ・不要な記載の削除 ・指針の記載に合わせた修正 ・指針の記載に合わせた修正

章-節　現行　修正後　修正理由

・指針の記載に合わせた修正

（別表４－１）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

緊急事態区分等 ＼ 区域区分			原子力災害対策重点区域		原子力災害対策重点区域以外の区域	
			避難指示区域	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	避難受入市町村	ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		警戒事態（ＡＬ）	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—		—
		施設敷地緊急事態（ＳＥ）	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備		—
		全面緊急事態（ＧＥ）	—	○屋内退避を開始	○ＵＰＺ内住民の避難、一時移転、避難退域時検査場所及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力	—
空間放射線量率の実測値に応じた判断	500μSv/h超（OIL１）		—	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	ＵＰＺ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
	20μSv/h超（OIL2）		—	１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

（別表４－１）福島第一原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

緊急事態区分等 ＼ 区域区分			原子力災害対策重点区域		原子力災害対策重点区域以外の区域	
			避難指示区域	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	避難受入市町村	ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		警戒事態（ＡＬ）	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	—		—
		施設敷地緊急事態（ＳＥ）	一時立入している住民等の退去開始	屋内退避を準備		—
		全面緊急事態（ＧＥ）	—	○屋内退避を開始	○ＵＰＺ内住民の避難、一時移転、の準備（避難・一時移転先場所の確保等）への協力	—
空間放射線量率の実測値に応じた判断	500μSv/h超（OIL１）		—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	ＵＰＺ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20μSv/h超（OIL2）		—	１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

章-節	現行	修正後	修正理由
			・指針の記載に合わせた修正

（別表４－２）福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

区域区分 ＼ 緊急事態区分等			原子力災害対策重点区域			原子力災害対策重点区域以外の区域	
			避難指示区域	予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	避難受入市町村	ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		警戒事態（ＡＬ）	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—	ＰＡＺ内要配慮者等の避難準備（避難先確保等）への協力	—
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		施設敷地緊急事態（ＳＥ）	一時立入している住民等の退去開始	○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施※ ○住民等の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	屋内退避を準備	○ＰＡＺ内要配慮者等の受け入れ ○ＰＡＺ内住民等（要配慮者等以外）の避難準備（避難先確保等）への協力	—
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		全面緊急事態（ＧＥ）	—	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	○ＰＡＺ内住民等の避難受け入れ ○ＵＰＺ内住民の避難、一時移転、避難退域時検査場所及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力	—
空間放射線量率の実測値に応じた判断	500μSv/h超（ＯＩＬ１）	全面緊急事態（ＧＥ）	—	—	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施	ＵＰＺ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に地域を特定し、避難を実施
空間放射線量率の実測値に応じた判断	20μSv/h超（ＯＩＬ２）	全面緊急事態（ＧＥ）	—	—	１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		１日以内を目処に地域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

（別表４－２）福島第二原子力発電所に係る区域に応じた防護措置等

区域区分 ＼ 緊急事態区分等			原子力災害対策重点区域			原子力災害対策重点区域以外の区域	
			避難指示区域	予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	避難受入市町村	ＯＩＬ１又はＯＩＬ２を超えた区域
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		警戒事態（ＡＬ）	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—	ＰＡＺ内要配慮者等の避難準備（避難先確保等）への協力	—
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		施設敷地緊急事態（ＳＥ）	一時立入している住民等の退去開始	○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施※ ○住民等の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	屋内退避を準備	○ＰＡＺ内要配慮者等の受け入れ ○ＰＡＺ内住民等（要配慮者等以外）の避難準備（避難先確保等）への協力	—
原子力施設の状況に応じた判断（ＥＡＬ）		全面緊急事態（ＧＥ）	—	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等）	○ＰＡＺ内住民等の避難受け入れ ○ＵＰＺ内住民の避難、一時移転、の準備（避難・一時移転先場所の確保等）への協力	—
空間放射線量率の実測値に応じた判断	500μSv/h超（ＯＩＬ１）	全面緊急事態（ＧＥ）	—	—	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	ＵＰＺ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ。	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
空間放射線量率の実測値に応じた判断	20μSv/h超（ＯＩＬ２）	全面緊急事態（ＧＥ）	—	—	１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施		１日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

<table>
<tr><th>章-節</th><th>現行</th><th>修正後</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td>第１章
第８節</td>
<td>第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱
県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第１章第５節第２に定める。「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、原子力防災に関し、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。
各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくものとする。

第１～第５（略）
第６　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第７～第９（略）

第 10　指定公共機関及び指定地方公共機関
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>東日本電信電話㈱福島支店
NTT ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱
㈱NTT ドコモ東北支社
KDDI㈱
ソフトバンク㈱</td><td>1　通信の確保に関すること。
2　災害時優先電話に関すること。
3　仮設回線の設置に関すること。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第 11～第 12（略）</td>
<td>第８節　防災関係機関の事務又は業務の大綱
県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第１章第５節第２を基本とし、原子力防災に係る主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。
なお、各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務又は業務の実施細目を作成しておくものとする。

第１～第５（略）
第６　指定地方行政機関
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>東北管区行政評価局
福島行政監視行政相談センター</td><td>1　被災者への生活支援情報の提供に関すること。
2　専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。
3　特別行政相談所の開設に関すること。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第７～第９（略）

第 10　指定公共機関及び指定地方公共機関
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務又は業務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>NTT 東日本㈱福島支店
NTT ﾄﾞｺﾓﾋﾞｼﾞﾈｽ㈱
㈱NTT ドコモ東北支社
KDDI㈱
ソフトバンク㈱</td><td>1　通信の確保に関すること。
2　災害時優先電話に関すること。
3　仮設回線の設置に関すること。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
第 11～第 12（略）</td>
<td>・記載の適正化

・指定地方行政機関の追加を反映

・社名の変更を反映</td>
</tr>
</table>

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
第２章 第１節	第１節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議等 第１　防災業務計画に関する協議 県〔　危機管理総室〕は、原子力事業者が原災法第７条第２項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議に当たっては、発電所所在町を除く関係市町村へその写しを送付し、関係市町村の意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。 第２　事業者の届出の受理等 県〔　危機管理総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに関係市町村へ送付するものとする。 １　原子力防災要員の現況（原災法第 8 条第 4 項） ２　原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第 9 条第 5 項及び第 6 項） ３　放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第 11 条第 3 項及び第 4 項）	第１節　原子力事業者との防災業務計画に関する協議等 第１　防災業務計画に関する協議 県〔原子力安全総室〕は、原子力事業者が原災法第７条第２項に基づき作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議に当たっては、発電所所在町を除く関係市町村へその写しを送付し、関係市町村の意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。 第２　事業者の届出の受理等 県〔原子力安全総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに関係市町村へ送付するものとする。 １　原子力防災要員の現況（原災法第 8 条第 4 項） ２　原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任（原災法第 9 条第 5 項及び第 6 項） ３　放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第 11 条第 3 項及び第 4 項）	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第２節	第２節　報告の徴収及び立入検査 第１　報告の徴収 県〔　危機管理総室〕は、必要に応じ原災法第 31 条、第 32 条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。 第２　身分証明書の携帯 （略）	第２節　報告の徴収及び立入検査 第１　報告の徴収 県〔原子力安全総室〕は、必要に応じ原災法第 31 条、第 32 条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。 第２　身分証明書の携帯 （略）	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第３節	第３節　国との連携 第１　地域原子力防災協議会との連携 （略）	第３節　国との連携 第１　地域原子力防災協議会との連携 （略）	

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	第２　原子力防災専門官との連携 県〔　危機管理総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。	第２　原子力防災専門官との連携 県〔原子力安全総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	第３　上席放射線防災専門官との連携 県〔　危機管理総室〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。	第３　上席放射線防災専門官との連携 県〔原子力安全総室〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第４節	第４節　情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 第１　情報の収集・連絡体制の整備 県は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。 １　原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備 県〔　危機管理総室〕は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとする。 ２　機動的な情報収集体制 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリ	第４節　情報の収集・連絡体制及び原子力災害対策上必要な資料等の整備 第１　情報の収集・連絡体制の整備 県は、原子力災害の予防と拡大防止に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。 １　原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備 県〔原子力安全総室〕は、関係機関において、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとする。 ２　機動的な情報収集体制 県〔危機管理部　〕及び警察本部は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリ	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	コプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。 3　情報の収集・連絡にあたる要員の指定 県〔危機管理総室〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。 4　非常通信協議会との連携 （略） 5　移動通信系の活用体制 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。	コプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。 3　情報の収集・連絡にあたる要員の指定 県〔危機管理部　〕は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。 4　非常通信協議会との連携 （略） 5　移動通信系の活用体制 県〔危機管理部　〕及び警察本部は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
	第２　原子力災害対策上必要な資料の整備 県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、　危機管理総室を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。 1　原子力発電所に関する資料 (1)原子力事業者防災業務計画 (2)原子力事業所の施設の配置図 2　社会環境に関する情報 (1)周辺の地図〔　危機管理総室〕 (2)周辺地域の人口及び世帯数〔　危機管理総室〕 （距離・方位別。要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む） (3)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。） 〔危機管理総室、土木部〕及び警察本部	第２　原子力災害対策上必要な資料の整備 県及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、原子力安全総室を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。 1　原子力発電所に関する資料 (1)原子力事業者防災業務計画 (2)原子力事業所の施設の配置図 2　社会環境に関する情報 (1)周辺の地図〔原子力安全総室〕 (2)重点区域の人口及び世帯数〔原子力安全総室〕 （　　要配慮者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む） (3)周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。） 〔危機管理部　、土木部〕及び警察本部	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・不要な文言の削除 ・令和７年４月組織改編に

章-節	現行	修正後	修正理由
	(4)コンクリート屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画〔　危機管理総室〕（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）	(4)　　屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）〔原子力安全総室〕	よる見直し ・記載位置の変更
	(5)周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料（位置に関する情報を含む）〔　危機管理総室、文書管財総室、保健福祉部、県教育庁〕	(5)周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料（位置に関する情報を含む）〔原子力安全総室、文書管財総室、保健福祉部、県教育庁〕	・令和７年４月組織改編による見直し
	(6)原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料〔健康衛生総室〕（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）	(6)原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料（位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）〔健康衛生総室〕	・記載位置の変更
	(7)原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔　危機管理総室〕	(7)原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔原子力安全総室〕	・令和７年４月組織改編による見直し
	３　防護措置の判断に関する資料	３　防護措置の判断に関する資料	
	(1)周辺地域の気象・海象資料〔　危機管理総室〕（過去３年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）	(1)周辺地域の気象・海象資料〔原子力安全総室〕（過去３年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）	・令和７年４月組織改編による見直し
	(2)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図〔　危機管理総室〕	(2)モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図〔原子力安全総室〕	・令和７年４月組織改編による見直し
	(3)平常時環境放射線モニタリング資料(事故前 10 年間及び過去３～10 年間の統計値等)〔　危機管理総室〕	(3)平常時環境放射線モニタリング資料(事故前 10 年間及び過去３～10 年間の統計値等)〔原子力安全総室〕	・令和７年４月組織改編による見直し
	(4)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕	(4)周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕	
	(5)農林水産物の生産及び出荷状況〔生産流通総室〕	(5)農林水産物の生産及び出荷状況〔生産流通総室〕	
	４　防護活動資機材等に関する資料	４　防護活動資機材等に関する資料	
	(1)資機材の整備・配備状況〔　危機管理総室〕	(1)資機材の整備・配備状況〔原子力安全総室〕	・令和７年４月組織改編による見直し
	(2)広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制〔　危機管理総室〕	(2)広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制〔原子力安全総室〕	
	(3)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕	(3)安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕	
	５　災害復旧に関する資料〔　危機管理総室〕	５　災害復旧に関する資料〔原子力安全総室〕	・令和７年４月組織改編に

章-節	現行	修正後	修正理由
	県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。	県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。	よる見直し
第２章 第５節	第５節　情報の分析整理 第１　人材の育成・確保及び専門家の活用体制 県〔　危機管理総室、各関係部局〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。 第２　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県〔　危機管理総室〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものとする。	第５節　情報の分析整理 第１　人材の育成・確保及び専門家の活用体制 県〔原子力安全総室、各関係部局〕は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。 第２　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県〔原子力安全総室〕は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその促進に努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第６節	第６節　通信手段の確保 県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。 なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。 第１　専用回線網の整備 １　県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備 県〔　危機管理総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。 ２　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備 県〔　危機管理総室〕は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の	第６節　通信手段の確保 県は、国、関係市町村及び原子力事業者と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。 なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。 第１　専用回線網の整備 １　県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備 県〔原子力安全総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。 ２　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の整備 県〔原子力安全総室〕は、国と連携し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）と県及び関係市町村との間の	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。 第２　通信手段・経路の多様化 １　県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用 県〔危機管理総室〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとする。 ２　機動性のある緊急通信手段の確保 県〔危機管理総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。 ３　多様な情報収集・伝達システムの整備 県〔危機管理総室〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。 ４　災害時優先電話等の活用 （略） ５　非常用電源等の確保 県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。 また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。 ６　保守点検の実施 県〔危機管理総室、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。	通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。 第２　通信手段・経路の多様化 １　県総合情報通信ネットワーク（防災行政無線）の原子力防災への活用 県〔危機管理部　〕は、県総合情報通信ネットワークの原子力防災への活用に努めるものとする。 ２　機動性のある緊急通信手段の確保 県〔危機管理部　〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。 また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。 ３　多様な情報収集・伝達システムの整備 県〔危機管理部　〕及び警察本部は、被災現場の災害情報を迅速に収集するため、情報連絡員用のスマートフォン、衛星携帯電話や衛星可搬局、ヘリコプターテレビシステムの構築等による画像情報の収集と活用に努めるものとする。 ４　災害時優先電話等の活用 （略） ５　非常用電源等の確保 県〔危機管理部　、文書管財総室〕及び警察本部は、関係市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。 また、必要に応じて電気事業者に対して電源車の派遣要請など緊急措置について事前に調整するものとする。 ６　保守点検の実施 県〔危機管理部　、文書管財総室〕及び警察本部は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・「福島県地域防災計画（一般災害対策編）（以下「一般災害対策編」という。）」の記載に合わせた修正 ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	第７節　緊急事態応急体制の整備 　県、関係市町村及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。 第１　災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備 〔危機管理総室〕 １　職員の参集配備体制（参集職員の名簿の整備） ２　組織図、所掌事務、職務権限の範囲 ３　運営に必要な資機材の調達方法 ４　原子力現地災害対策本部への職員移動交通手段 第２　国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制 　県〔　危機管理総室〕は、国、関係市町村及び防災関係機関と協力して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。 第３　現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制 　県〔　危機管理総室〕は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において開催される現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員の派遣体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておくものとする。 第４～第７（略） 第８　広域的な応援協力体制等 　県〔危機管理総室〕は、緊急時に必要な人員、資機材及び避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県、防災関係機関及び民間事業者からの応援要請について、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定等	第７節　緊急事態応急体制の整備 　県、関係市町村及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておくものとする。 第１　災害対策本部、原子力現地災害対策本部体制等の整備 〔危機管理部　〕 １　職員の参集配備体制（参集職員の名簿の整備） ２　組織図、所掌事務、職務権限の範囲 ３　運営に必要な資機材の調達方法 ４　原子力現地災害対策本部への職員移動交通手段 第２　国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の立ち上げ準備への協力体制 　県〔原子力安全総室〕は、国、関係市町村及び防災関係機関と協力して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。 第３　現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会機能班への職員派遣体制 　県〔原子力安全総室〕は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において開催される現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）及び原子力災害合同対策協議会機能班（全面緊急事態）への職員の派遣体制について定めておくものとする。なお、その際、併せて派遣職員の職務権限の範囲及び移動交通手段等についても定めておくものとする。 第４～第７（略） 第８　広域的な応援協力体制等 　県〔危機管理部　〕は、緊急時に必要な人員、資機材及び避難先や避難退域時検査場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県、防災関係機関及び民間事業者からの応援要請について、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定等	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	の締結を図り、要請先・要請手順・受入体制及び資機材等の集積輸送体制等について必要な体制を整備するものとする。なお、県内市町村間においても相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結等の促進を図るものとする。 　また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくものとし、要請先及び要請手順等を定めておくものとする。 第９　専門家の派遣要請 　県〔　危機管理総室〕は、原災法第１０条第２項に基づき、必要に応じ国に対して事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する場合、同法施行令第５条の規定に基づき派遣要請を行うものとする。 第 10　長期化に備えた動員体制の整備 　県〔危機管理総室、各関係部局〕は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。 第 11　防災関係機関相互の連携体制 　県〔　危機管理総室〕は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。	の締結を図り、要請先・要請手順・受入体制及び資機材等の集積輸送体制等について必要な体制を整備するものとする。なお、県内市町村間においても相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結等の促進を図るものとする。 　また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくものとし、要請先及び要請手順等を定めておくものとする。 第９　専門家の派遣要請 　県〔原子力安全総室〕は、原災法第１０条第２項に基づき、必要に応じ国に対して事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する場合、同法施行令第５条の規定に基づき派遣要請を行うものとする。 第 10　長期化に備えた動員体制の整備 　県〔危機管理部　、各関係部局〕は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。 第 11　防災関係機関相互の連携体制 　県〔原子力安全総室〕は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第８節	第８節　緊急事態応急対策等拠点施設等の整備 第１　施設等の維持管理 　国、県〔　危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。	第８節　緊急事態応急対策等拠点施設等の整備 第１　施設等の維持管理 　国、県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。 第２　非常用通信機器 県〔　危機管理総室〕及び国は、相互に連携して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。 第３　防災知識の普及 国、県〔　危機管理総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。	なお、原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。 第２　非常用通信機器 県〔原子力安全総室〕及び国は、相互に連携して、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。 第３　防災知識の普及 国、県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び原子力事業者は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第９節	第９節　緊急時モニタリング体制の整備 緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）は、要請があった場合で対応可能な範囲で支援するものとする。 第１　県の役割 （略） 第２　緊急時モニタリング計画の策定 県〔　危機管理総室〕は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係市町村及び原子力事業者の協力を得て、体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策定するものとする。	第９節　緊急時モニタリング体制の整備 緊急時モニタリングのために、原子力規制委員会の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）は、要請があった場合で対応可能な範囲で支援するものとする。 第１　県の役割 （略） 第２　緊急時モニタリング計画の策定 県〔原子力安全総室〕は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国、関係市町村及び原子力事業者の協力を得て、体制、資機材整備、実施方法などを緊急時モニタリング計画として策定するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	第３　モニタリング設備・機器の整備・維持 県〔　危機管理総室〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト（可搬型を含む）等のモニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。 なお、空間放射線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。 また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保しておくものとする。	第３　モニタリング設備・機器の整備・維持 県〔原子力安全総室〕は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト（可搬型を含む）等のモニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるものとする。 なお、空間放射線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。 また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保しておくものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	第４　モニタリング要員の確保 国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県〔　危機管理総室〕は、これに協力し必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。 なお、初期における迅速な活動体制を確保するため、関係市町村及び県機関は、モニタリング要員の派遣について協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を実施するものとする。 また、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタリング要員として活用できる体制を整備するものとする。	第４　モニタリング要員の確保 国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県〔原子力安全総室〕は、これに協力し必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。 なお、初期における迅速な活動体制を確保するため、関係市町村及び県機関は、モニタリング要員の派遣について協力するものとする。また、派遣される要員に対し、定期的な研修等を実施するものとする。 また、原子力災害の特殊性を踏まえ、過去に原子力行政に携わったことのある職員をモニタリング要員として活用できる体制を整備するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	第５　関係機関との協力体制の整備 １　測定品質の向上 県〔　危機管理総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。	第５　関係機関との協力体制の整備 １　測定品質の向上 県〔原子力安全総室〕は、国、事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平常時より、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて緊密な連携を図るものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	２　関係機関の協力 （略） 第６　緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持 県〔　危機管理総室〕は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システム、環境放射能監視テレメータシステム等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。	２　関係機関の協力 （略） 第６　緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持 県〔原子力安全総室〕は、国等と連携して、平常時からモニタリング情報共有システム、環境放射能監視テレメータシステム等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第11節	第１１節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 第１　広報実施マニュアル等の整備 県〔　危機管理総室〕は、国及び関係市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、関係市町村に対し、広報マニュアル等の作成について支援するものとする。 また、県〔　危機管理総室〕は、重点区域以外の住民等に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。 第２　情報伝達設備等の整備 県〔危機管理総室、各関係部局〕は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県総合情報通信ネットワーク、広報車両等の整備を図るものとする。 また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。 第３　住民相談窓口の整備 （略）	第１１節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 第１　広報実施マニュアル等の整備 県〔原子力安全総室〕は、国及び関係市町村と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとし、関係市町村に対し、広報マニュアル等の作成について支援するものとする。 また、県〔原子力安全総室〕は、重点区域以外の住民等に提供すべき情報についても、指示内容、頻度等を検討し、あらかじめ整理しておくものとする。 第２　情報伝達設備等の整備 県〔危機管理部　、各関係部局〕は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、県有施設等への連絡体制及び県総合情報通信ネットワーク、広報車両等の整備を図るものとする。 また、関係市町村においては、防災行政無線戸別受信機が整備されていない事業所等に対する情報伝達手段を確保するものとする。 第３　住民相談窓口の整備 （略）	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	第４　要配慮者等への広報体制の整備 県〔危機管理総室、総務部、企画調整部、保健福祉部、商工労働部、県教育庁〕及び警察本部は、国、市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。 第５　多様な広報媒体の活用 県〔危機管理総室、知事公室、情報統計総室〕は、テレビ、ラジオ等による報道を住民への情報伝達に活用するため、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあらかじめ整理しておくものとする。また、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びＸ（旧ツイッター）などのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。	第４　要配慮者等への広報体制の整備 県〔危機管理部　、総務部、企画調整部、保健福祉部、商工労働部、県教育庁〕及び警察本部は、国、市町村及び事業者と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。 第５　多様な広報媒体の活用 県〔危機管理部　、知事公室、情報統計総室〕は、テレビ、ラジオ等による報道を住民への情報伝達に活用するため、報道関係機関と協力し、緊急時に住民に伝えるべき留意事項等をあらかじめ整理しておくものとする。また、データ放送、有線放送、携帯電話への緊急速報メール、インターネットホームページ及びＸ（旧ツイッター）などのインターネット上の情報共有ツール等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第12節	第１２節　避難収容活動体制の整備 県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。 第１　県における広域避難計画の作成 県〔　危機管理総室〕は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。 １　指定避難所の名称、場所、収容可能人数 ２　避難要請を行う関係市町村の措置 ３　県の措置 ４　避難要請を受けた市町村の措置 ５　避難者の輸送体制	第１２節　避難収容活動体制の整備 県は、原子力災害による避難は市町村域を超えた広域的なものであることや、長期に渡るという特殊性を十分に理解し、市町村及び学校、社会福祉施設、病院等と協力し、主体的に県民等に対する避難収容活動体制の整備・充実に努めるものとする。 第１　県における広域避難計画の作成 県〔原子力安全総室〕は、関係市町村の他の市町村（県外市町村を含む）への避難について調整し、次の事項を内容とした広域避難計画を作成するものとする。 １　指定避難所の名称、場所、収容可能人数 ２　避難要請を行う関係市町村の措置 ３　県の措置 ４　避難要請を受けた市町村の措置 ５　避難者の輸送体制	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	6　市町村を越える広域的な避難経路等 7　避難中継所の役割 8　あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整 9　その他広域避難に必要な事項 第２　関係市町村における避難計画の作成 関係市町村は、原災法第 15 条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。 避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）を有する関係市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）を有する関係市町村は、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。 なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。 県〔　危機管理総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。 １～８（略） 9　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔危機管理総室、健康衛生総室〕と調整して定めるものとする。 (1) 給水措置 (2) 給食措置	6　市町村を越える広域的な避難経路等 7　避難中継所の役割 8　あらかじめ定めた避難所が使用できない場合の調整 9　その他広域避難に必要な事項 第２　関係市町村における避難計画の作成 関係市町村は、原災法第 15 条に基づく全面緊急事態において、住民避難（コンクリート建物への屋内退避を含む）、屋内退避等の指示又は独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定するものとする。 避難計画の策定に当たって、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）を有する関係市町村は、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとし、緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）を有する関係市町村は、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）の住民避難の先行避難が円滑に実施できるよう配慮した避難計画を策定するものとする。 なお、避難所は避難先からの更なる避難を避けるため、重点区域外の市町村に確保するものとする。 県〔原子力安全総室〕は、国、関係機関及び原子力事業所の協力の下、広域避難計画の策定等を通じて関係市町村における避難計画の作成について、支援するものとする。 １～８（略） 9　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 負傷者に対する応急救護については、県保健医療福祉調整本部及び県保健医療福祉調整地方本部の救護チーム等によるものとするが、救護チームの配置については、関係市町村が県〔危機管理部　、健康衛生総室〕と調整して定めるものとする。 (1) 給水措置 (2) 給食措置	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	(3) 毛布、寝具等の支給 (4) 生活必需品の支給 (5) 負傷者に対する応急救護 (6) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援 10 ～12（略） 第３　要配慮者等の避難にかかる取組 １　県〔危機管理総室〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。 (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。 (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。 (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 (4) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。 (5) 関係市町村に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備することを助言するものとする。 ２　関係市町村は、県地域防災計画一般災害対策編第２章第16節第４の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画を策定するよう努めるものとする。 なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。	(3) 毛布、寝具等の支給 (4) 生活必需品の支給 (5) 負傷者に対する応急救護 (6) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援 10 ～12（略） 第３　要配慮者等の避難にかかる取組 １　県〔危機管理部　〕は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。 (1) 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。 (2) 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。 (3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。 (4) 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。 (5) 関係市町村に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を整備することを助言するものとする。 ２　関係市町村は、県地域防災計画一般災害対策編第２章第16節第４の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画を策定するよう努めるものとする。 なお、原子力災害と一般災害、それぞれの計画の作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考慮されるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	第４～第５（略） 第６　不特定多数の者が利用する施設における避難計画 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県〔危機管理総室〕、所在市町村と連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の方法について定めるものとする。 第７～第８（略） 第９　避難に係る諸整備 １　指定避難所における設備等の整備〔危機管理総室〕 県は、関係市町村と連携し、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器　　の整備を図るものとする。 ２　物資の備蓄に係る整備〔危機管理総室〕 県は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。	第４～第５（略） 第６　不特定多数の者が利用する施設における避難計画 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県〔危機管理部　〕、所在市町村と連携し、避難誘導に係る計画を作成するものとする。なお、この際、必要に応じ多数の避難者の集中や混乱に配慮したうえで、避難場所、避難経路、避難時期、避難誘導及び指示伝達等の方法について定めるものとする。 第７～第８（略） 第９　避難に係る諸整備 １　指定避難所における設備等の整備〔危機管理部　〕 　　市町村は　　、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、放射線測定器及び避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線ＬＡＮ環境の整備を図るものとする。 ２　物資の備蓄に係る整備〔危機管理総室〕 市町村は避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を保有し、快適なトイレ環境の確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、選択設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するもの	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・一般災害対策編の記載に合わせた修正 ・「防災基本計画」の修正を反映

章-節	現行	修正後	修正理由
	3　救助に関する施設等の整備〔危機管理総室〕 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。 ４～５（略）	とし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。 県（危機管理総室）は避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し、不足が懸念される物資や、市町村の区域を超えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。 3　救助に関する施設等の整備〔危機管理部　〕 県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めるものとする。 ４～５（略）	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第13節	第１３節　飲食物の摂取制限及び出荷制限 第１　飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 （略） 第２　飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保 県〔　危機管理総室〕は、関係市町村に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。	第１３節　飲食物の摂取制限及び出荷制限 第１　飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 （略） 第２　飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保 県〔原子力安全総室〕は、関係市町村に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第14節	第１４節　緊急輸送活動体制の整備 第１　緊急輸送路の確保体制等の整備 １　県〔危機管理総室、道路総室〕は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及	第１４節　緊急輸送活動体制の整備 第１　緊急輸送路の確保体制等の整備 １　県〔危機管理総室、道路総室〕は、緊急輸送路の多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及	

章-節	現行	修正後	修正理由
	び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。 　また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 ２～４　（略） ５　県〔危機管理総室〕及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。 ６　県〔危機管理総室〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。 ７　県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。 ８　県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。 ９　県〔危機管理総室〕は国と連携し、輸送協定を締結した	び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。 　また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。 ２～４　（略） ５　県〔危機管理総室〕及び警察本部は、国及び関係市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。 ６　県〔危機管理総室〕は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。 ７　県〔危機管理総室〕は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。 ８　県〔危機管理総室〕は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。 ９　県〔危機管理総室〕は国と連携し、輸送協定を締結した	

章-節	現行	修正後	修正理由
	民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための確認申出制度が適用され、発災前後を問わず、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも確認申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。 10　県〔　危機管理総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。 第２　専門家の移送体制の整備 県〔　危機管理総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための確認申出制度が適用され、発災前後を問わず、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも確認申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。 10　県〔原子力安全総室〕は、緊急輸送活動を行う指定地方公共機関等に対し、事故や放射線に関する情報提供、防護資機材の貸与を行い、円滑な輸送を図るものとする。 第２　専門家の移送体制の整備 県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第15節	第１５節　原子力災害医療体制の整備 第１～第２（略） 第３　医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力の下、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。 また、県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療についての資料を収集、整理しておくものとする。 原子力災害拠点病院等、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、原子力災害医療体制の整備を図るものとし、県〔　　健康衛生総室、危機管理総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。	第１５節　原子力災害医療体制の整備 第１～第２（略） 第３　医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力の下、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。 また、県〔健康衛生総室〕は、原子力災害医療についての資料を収集、整理しておくものとする。 原子力災害拠点病院等、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、原子力災害医療体制の整備を図るものとし、県〔原子力安全総室、健康衛生総室　　〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	第４　医療関係者等の参加・連携による体制の構築 （略）	第４　医療関係者等の参加・連携による体制の構築 （略）	
第２章 第16節	第１６節　消防活動体制等の整備 第１　救助・救急活動用資機材の整備 県〔危機管理総室〕は、国の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるよう助言するものとする。 第２　消火活動用資機材等の整備 県〔危機管理総室〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言するものとする。	第１６節　消防活動体制等の整備 第１　救助・救急活動用資機材の整備 県〔危機管理部　〕は、国の協力の下、関係市町村等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるよう助言するものとする。 第２　消火活動用資機材等の整備 県〔危機管理部　〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第17節	第１７節　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備 第１　資機材の整備 県〔　危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を整備するものとする。 第２　情報交換 県〔　危機管理総室〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	第１７節　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備 第１　資機材の整備 県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、国、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材を整備するものとする。 第２　情報交換 県〔原子力安全総室〕は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第18節	第１８節　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第１　住民に対する知識の普及と啓発 県〔　危機管理総室〕は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力	第１８節　原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信 第１　住民に対する知識の普及と啓発 県〔原子力安全総室〕は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、重点区域以外の住民に対しても、平常時からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。 　さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。 　特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておくものとする。 １　放射線及び放射性物質の特性に関すること。 ２　原子力発電所の概要に関すること。 ３　原子力災害とその特性に関すること。 ４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 ５　原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。 ６　原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。 ７　要配慮者の支援に関すること ８　避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等） ９　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。 10　指定避難所での運営管理、行動等に関すること。 11　安定ヨウ素剤の服用に関すること。 12　その他必要と認める事項 第２　防災教育の充実 　県〔　危機管理総室〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。	防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、重点区域以外の住民に対しても、平常時からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。 　さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。 　特に、安定ヨウ素剤の服用に当たっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平常時から提供しておくものとする。 １　放射線及び放射性物質の特性に関すること。 ２　原子力発電所の概要に関すること。 ３　原子力災害とその特性に関すること。 ４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 ５　原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。 ６　原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。 ７　要配慮者の支援に関すること ８　避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段等） ９　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。 10　指定避難所での運営管理、行動等に関すること。 11　安定ヨウ素剤の服用に関すること。 12　その他必要と認める事項 第２　防災教育の充実 　県〔原子力安全総室〕は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	第３　要配慮者等への配慮 県〔　危機管理総室〕が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。	第３　要配慮者等への配慮 県〔原子力安全総室〕が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	第４　災害教訓の伝承 県〔　危機管理総室〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	第４　災害教訓の伝承 県〔原子力安全総室〕は、国及び市町村と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	第５　国際的な情報発信 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県〔　危機管理総室、生活環境総室〕は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	第５　国際的な情報発信 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県〔原子力安全総室、生活環境総室〕は国及び市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第19節	第１９節　緊急事態応急対策に従事する者に対する教育 県〔　危機管理総室〕及び関係市町村は、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。 また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。 第１　原子力防災体制及び組織に関すること。 第２　原子力施設の概要に関すること。 第３　原子力災害とその特性に関すること。 第４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 第５　モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにお	第１９節　緊急事態応急対策に従事する者に対する教育 県〔原子力安全総室〕及び関係市町村は、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。 また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。 第１　原子力防災体制及び組織に関すること。 第２　原子力施設の概要に関すること。 第３　原子力災害とその特性に関すること。 第４　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。 第５　モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにお	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	ける気象情報の活用に関すること。 第６　原子力防災対策上の諸設備に関すること。 第７　緊急時に県や国等が講じる対策の内容。 第８　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。 第９　原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。 第 10　その他緊急時対応に関すること。	ける気象情報の活用に関すること。 第６　原子力防災対策上の諸設備に関すること。 第７　緊急時に県や国等が講じる対策の内容。 第８　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。 第９　原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。 第 10　その他緊急時対応に関すること。	
第２章 第20節	第２０節　原子力防災に関する訓練 第１　訓練の実施 県〔危機管理総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施するものとする。 １　緊急時通信連絡訓練 ２　災害対策本部等の設置運営訓練 ３　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、運営訓練 ４　緊急時モニタリング訓練 ５　原子力災害医療活動訓練 ６　広報訓練 ７　住民避難訓練 ８　交通規制、立入制限訓練 ９　１～８の要素を組み合わせた訓練 10　原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練 第２　実践的な訓練の工夫と事後評価 県〔危機管理総室〕は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。	第２０節　原子力防災に関する訓練 第１　訓練の実施 県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び防災関係機関は、国、事業者等の協力の下、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、次に掲げる訓練を定期的に実施するものとする。 １　緊急時通信連絡訓練 ２　災害対策本部等の設置運営訓練 ３　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）への参集、運営訓練 ４　緊急時モニタリング訓練 ５　原子力災害医療活動訓練 ６　広報訓練 ７　住民避難訓練 ８　交通規制、立入制限訓練 ９　１～８の要素を組み合わせた訓練 10　原災法第 13 条に基づく総合的な防災訓練 第２　実践的な訓練の工夫と事後評価 県〔原子力安全総室〕は、訓練を実施するにあたり、国、原子力事業者等関係機関との連携のうえ作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。 県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとする。 また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。	さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。 県は、訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等と福島地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これを共有するものとする。 また、訓練に参加した各機関等は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。	
第２章 第23節	第２３節　重点区域以外の区域に対する体制の整備 県は、重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、重点区域以外の区域に対しても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。 第１　原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔危機管理総室、警察本部〕 第２　事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施〔危機管理総室〕 第３　県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 第４　その他必要な事項	第２３節　重点区域以外の区域に対する体制の整備 県は、重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、重点区域以外の区域に対しても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。 第１　原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔原子力安全総室、警察本部〕 第２　事故影響の有無を確認のための緊急時モニタリングの実施〔原子力安全総室〕 第３　県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 第４　その他必要な事項	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第24節	第２４節　特定事象未満の事象に対する体制の整備 県〔危機管理総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、原災法第 10 条に定める特定事象未満（毎時５マイクロシーベルト未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとする。 第１　平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制 第２　関係課における連絡体制 第３　国との連絡体制 第４　原子力事業者との連絡体制 第５　関係市町村、関係機関との連絡体制	第２４節　特定事象未満の事象に対する体制の整備 県〔原子力安全総室、健康衛生総室〕及び警察本部は、原災法第 10 条に定める特定事象未満（毎時５マイクロシーベルト未満）の放射能（放射線）放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備しておくものとする。 第１　平常時における環境放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制 第２　関係課における連絡体制 第３　国との連絡体制 第４　原子力事業者との連絡体制 第５　関係市町村、関係機関との連絡体制	・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	第６　県が実施すべき対応の整理 第７　広報すべき内容の整理 第８　県民等に対する健康相談等の実施 第９　農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕 第 10　その他必要な事項	第６　県が実施すべき対応の整理 第７　広報すべき内容の整理 第８　県民等に対する健康相談等の実施 第９　農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕 第 10　その他必要な事項	
第２章 第25節	第２５節　本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 第１　県民の安全確保のための対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。 １　原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供〔危機管理総室、警察本部〕 ２　本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施〔危機管理総室〕 ３　事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 ４　その他必要な事項 第２　災害が発生した都道府県への応援 原子力災害が発生した都道府県に対する人員、資機材等の応援等については、関係都道府県との応援協定等に基づき実施するものとする。 なお、県〔危機管理総室、健康衛生総室〕は、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、防護対策活動、緊急時モニタリング活動及び原子力災害医療活動等に必要な要員及び資機材等の派遣等について、関係道府県との相互応援協定に基づき実施するものとする。 第３　災害が発生した都道府県からの避難者受入 県〔危機管理総室〕は、県内市町村と連携し他道府県からの避難者の受入の体制について整備しておくものとする。	第２５節　本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 第１　県民の安全確保のための対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全確保を図るため、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくものとする。 １　原子力災害に関する情報収集と県内市町村、関係機関への情報提供〔原子力安全総室、警察本部〕 ２　本県への影響の有無を確認のための県境付近等における環境放射線モニタリングの実施〔原子力安全総室〕 ３　事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 ４　その他必要な事項 第２　災害が発生した都道府県への応援 原子力災害が発生した都道府県に対する人員、資機材等の応援等については、関係都道府県との応援協定等に基づき実施するものとする。 なお、県〔危機管理部、健康衛生総室〕は、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、防護対策活動、緊急時モニタリング活動及び原子力災害医療活動等に必要な要員及び資機材等の派遣等について、関係道府県との相互応援協定に基づき実施するものとする。 第３　災害が発生した都道府県からの避難者受入 県〔原子力安全総室〕は、県内市町村と連携し他道府県からの避難者の受入の体制について整備しておくものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第２章 第26節	第２６節　計画に基づく行動マニュアル等の整備 県〔危機管理総室〕、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を	第２６節　計画に基づく行動マニュアル等の整備 県〔原子力安全総室〕、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 　また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。	行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 　また、訓練等の実施により明らかになった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。	
第２章 第27節	第２７節　原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 　県〔　危機管理総室〕は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。	第２７節　原子力災害事前対策の整備状況の報告・公表 　県〔原子力安全総室〕は、原子力災害事前対策の整備状況について、関係機関の協力を得て取りまとめ、定期的に原子力防災部会委員に報告するとともに、公表するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し
第３章 第１節	第１節　事故状況の把握及び連絡 　第１　情報収集事態が発生した場合（特別警戒配備体制） 　原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度５弱又は５強を観測する地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） 　１　国が行う連絡 　（略） 　２　県が行う連絡 　県〔　危機管理総室〕は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 　第２　警戒事態が発生した場合（特別警戒本部体制） 　原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊	第１節　事故状況の把握及び連絡 　第１　情報収集事態が発生した場合（特別警戒配備体制） 　原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び県は、情報収集事態（発電所所在町において震度５弱又は５強の　　地震が発生した場合、又は原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合）が発生した際には、次により連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） 　１　国が行う連絡 　（略） 　２　県が行う連絡 　県〔原子力安全総室〕は、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制を確立するものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 　第２　警戒事態が発生した場合（特別警戒本部体制） 　原子力発電所（以下「発電所」という。）において、原災法第 10 条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊	・表現の適正化 ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １（略） ２　国が行う連絡 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度６弱以上を観測する地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県並びに関係市町村に対し情報提供を行うものとされている。 また、国は警戒事態が発生した場合に、原子力規制庁緊急時対策センター（ＥＲＣ：Emergency ResponseCenter）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。 (1) ～ (2)（略） ３　県が行う連絡〔　危機管理総室〕 県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 第３　施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制） 発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １～３（略） ４　県が行う連絡〔　危機管理総室〕 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。	急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １（略） ２　国が行う連絡 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害（発電所所在町における震度６弱以上の　　地震が発生した場合又は福島県に大津波警報が発表された場合）を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県並びに関係市町村に対し情報提供を行うものとされている。 また、国は警戒事態が発生した場合に、原子力規制庁緊急時対策センター（ＥＲＣ：Emergency ResponseCenter）に設置する原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部において、県及び関係市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、それぞれの場合において以下の要請を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。 (1) ～ (2)（略） ３　県が行う連絡〔原子力安全総室〕 県は、原子力規制委員会又は原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとし、関係市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 第３　施設敷地緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制） 発電所において、原災法第 10 条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １～３（略） ４　県が行う連絡〔原子力安全総室〕 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次のとおり連絡を行うものとする。	・記載の適正化 ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	(1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。	(1) 県は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡、その他必要と思われる事項について、関係市町村及び防災関係機関等に直ちに連絡するものとする。	
	(2) 県〔危機管理総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔危機管理総室〕が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（毎時５マイクロシーベルト）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。 ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（３か月平均）＋毎時５マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。	(2) 県〔原子力安全総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔原子力安全総室〕が設置しているモニタリングポスト等により施設敷地緊急事態の通報を行うべき数値（毎時５マイクロシーベルト）の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。 ただし、避難指示区域に設置しているモニタリングポスト等については、バックグラウンドの毎時の放射線量（３か月平均）＋毎時５マイクロシーベルトの検出を発見した場合とする。	・令和７年４月組織改編による見直し
	なお、県〔危機管理総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県〔危機管理総室〕及び関係市町村に連絡することとされている。	なお、県〔原子力安全総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について国、県〔原子力安全総室〕及び関係市町村に連絡することとされている。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
	※別図２　通報連絡系統図（県モニタリングポスト等により毎時５マイクロシーベルトを検出した場合）（Ｐ．３９参照）	※別図２　通報連絡系統図（県モニタリングポスト等により毎時５マイクロシーベルトを検出した場合）（Ｐ．３９参照）	
	(3) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。	(3) 県は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。	
	５　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡 関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔危機管理総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。	５　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部が行う連絡 関係市町村、警察本部、関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会〕及び県〔原子力安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	第４　全面緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制） 発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １～２（略） ３　県が行う連絡 県〔危機管理総室〕は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。 ４　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔危機管理総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。	第４　全面緊急事態が発生した場合（災害対策本部体制） 発電所において、発生した特定事象が原災法第 15 条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により通報連絡を行うものとする。 ※別図１　通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合）（Ｐ．３８参照） １～２（略） ３　県が行う連絡 県〔原子力安全総室〕は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項等について、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。 ４　関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部の連絡 関係市町村・警察本部・関係市町村を管轄する消防本部は、発電所から特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔原子力安全総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する所属機関等に対し連絡を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
	第５　県内市町村等に対する情報提供 県〔危機管理総室〕は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。 なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。	第５　県内市町村等に対する情報提供 県〔原子力安全総室〕は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第 15 条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。 なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	別図１　○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合） 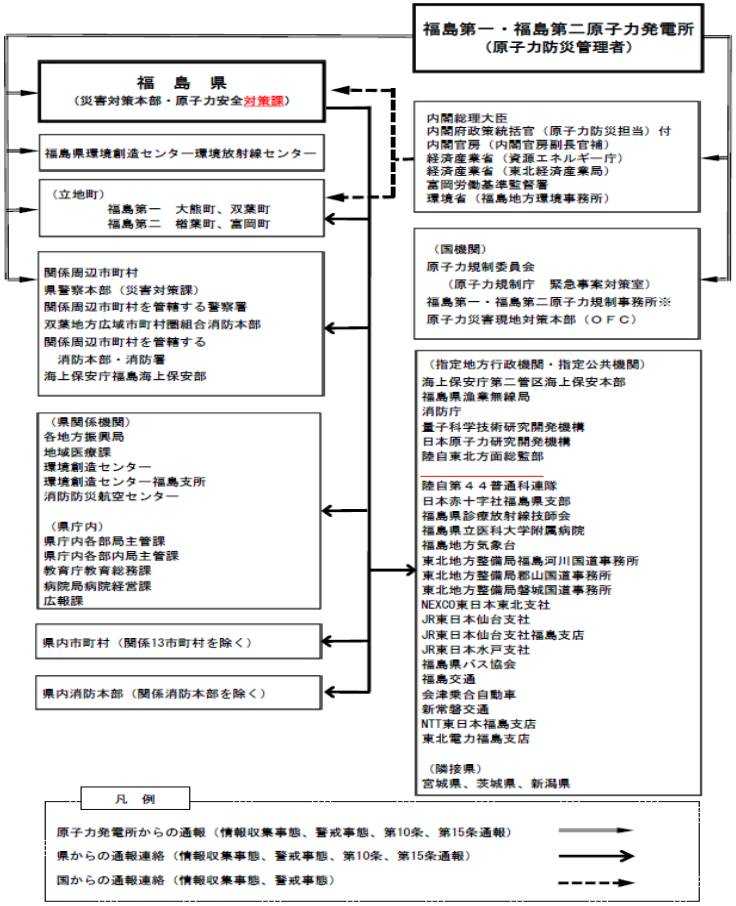 ※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。	別図１　○通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態が発生した場合） 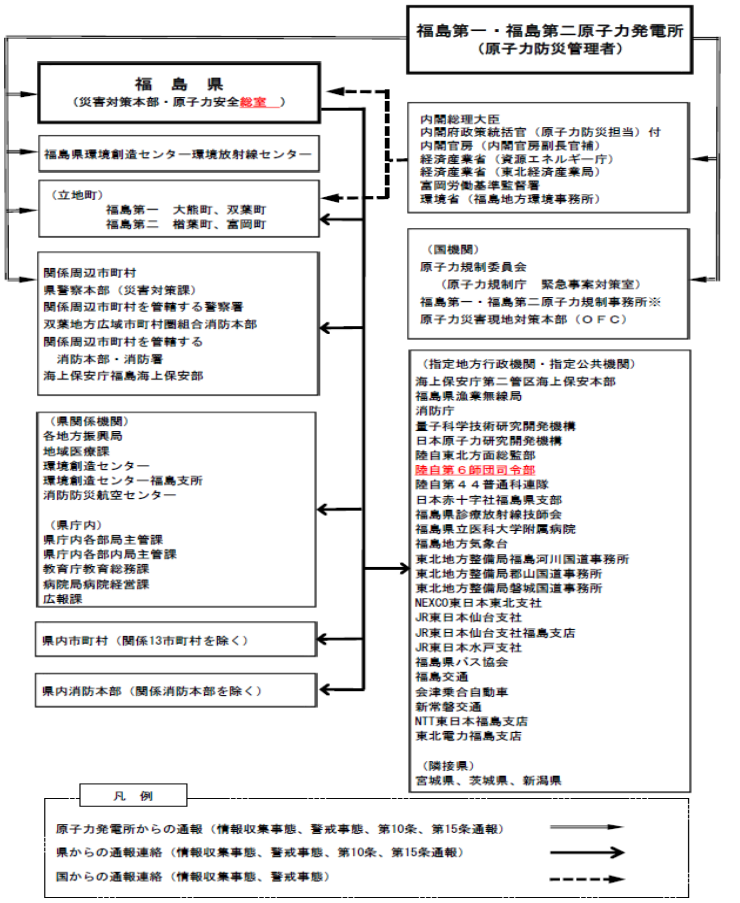 ※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。	・令和７年４月組織改編による見直し ・連絡体制の見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	別図２　○通報連絡系統図（県モニタリングポスト等により毎時５マイクロシーベルトを観測した場合） 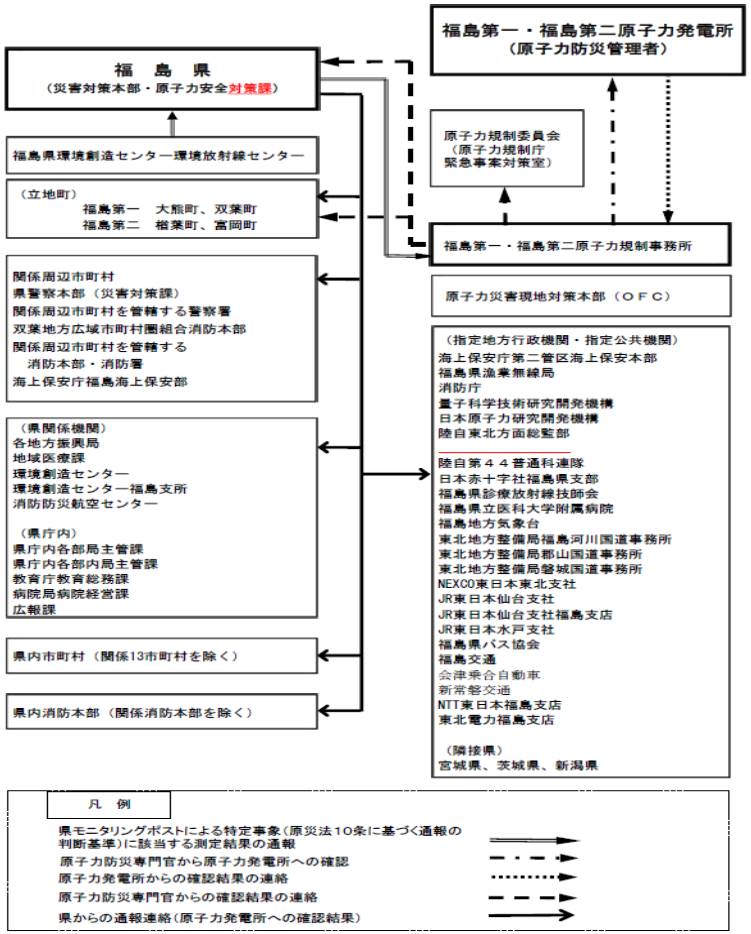 	別図２　○通報連絡系統図（県モニタリングポスト等により毎時５マイクロシーベルトを観測した場合） 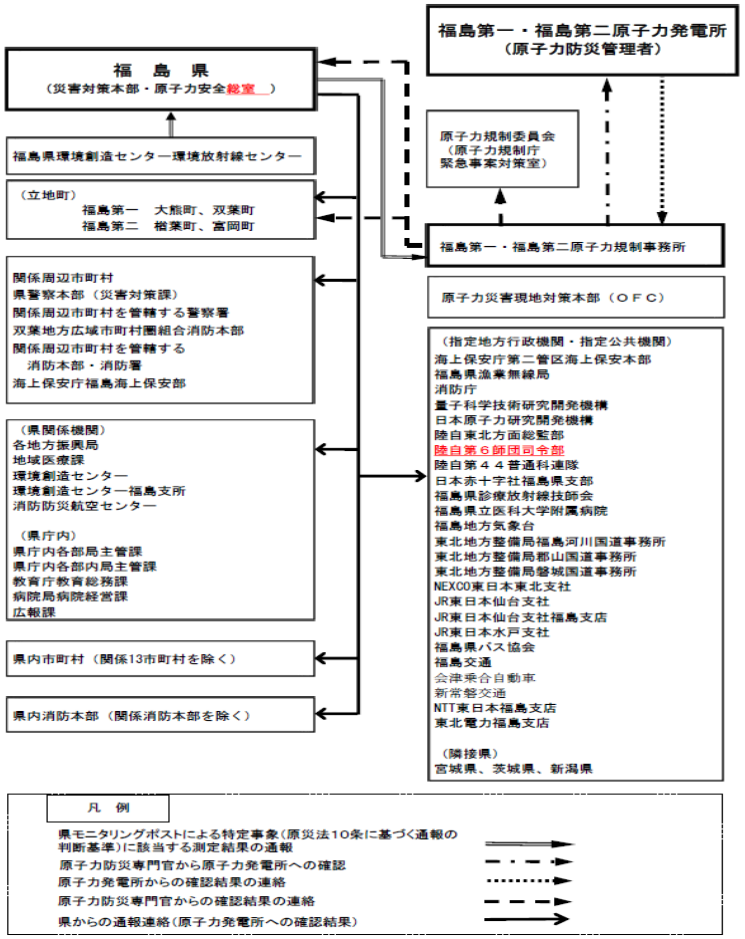 	・令和７年４月組織改編による見直し ・連絡体制の見直し
第３章 第２節	第２節　一般回線が使用できない場合の対処 県〔　危機管理総室〕は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連絡を行うものとする。	第２節　一般回線が使用できない場合の対処 県〔原子力安全総室〕は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している衛星通信回線ならびに県総合情報通信ネットワーク等を活用し、情報収集及び連絡を行うものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
第３章 第３節	第３節　活動体制の確立 第１　県災害対策本部の設置及び組織 １　災害対策本部の設置 （略） ２　災害対策本部における活動 （略） **災害対策本部の所掌事務** １　本県に係る災害に関する情報を収集すること。 ２　本県に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。 ３　本県に係る災害予防及び災害応急対策に関し、本県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿相互間の連絡調整を図ること。 ３　災害対策本部の組織及び各班等の事務分掌 「福島県災害対策本部条例」及び「福島県災害対策本部規程」に基づき、次のとおりとする。 (1) 災害対策本部組織 本部に部を置き、部・班及び事務局を置く。編成は、表５のとおりとする。 （表５）福島県災害対策本部組織編成表 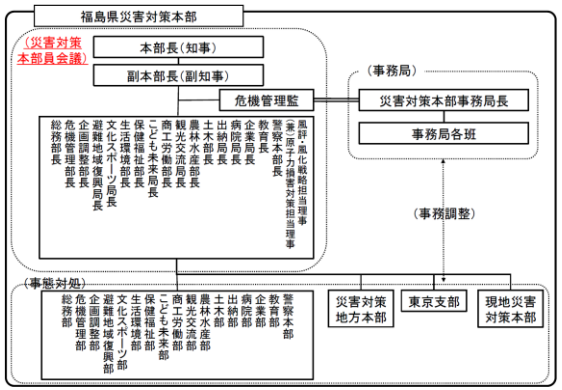 	第３節　活動体制の確立 第１　県災害対策本部の設置及び組織 １　災害対策本部の設置 （略） ２　災害対策本部における活動 （略） **災害対策本部の所掌事務** １　本県に係る災害に関する情報を収集すること。 ２　本県に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。 ３　本県に係る災害予防及び災害応急対策に関し、本県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、＿＿関係指定地方公共機関及び登録被災者援護協力団体相互間の連絡調整を図ること。 ３　災害対策本部の組織及び各班等の事務分掌 「福島県災害対策本部条例」及び「福島県災害対策本部規程」に基づき、次のとおりとする。 (1) 災害対策本部組織 本部に部を置き、部・班及び事務局を置く。編成は、表５のとおりとする。 （表５）福島県災害対策本部組織編成表 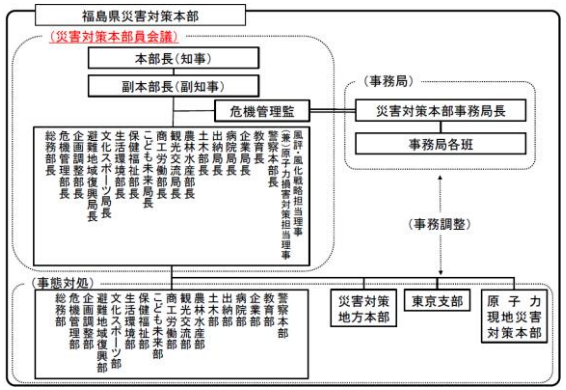 	・「防災基本計画」の修正を反映 ・「一般災害対策編」の修正案の反映

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	(2)　災害対策本部の事務分掌 ア　災害対策本部部・班共通事務分掌 （略） イ　県災害対策本部部・班組織特定事務分掌	(2)　災害対策本部の事務分掌 ア　災害対策本部部・班共通事務分掌 （略） イ　県災害対策本部部・班組織特定事務分掌	

現行

部	班名	事務分掌	担当事務局班
総務部	（略）	（略）	（略）
	市町村班	（略）	（略）
		2　市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること。 3　市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班
危機管理部	（略）	（略）	（略）
	（新設）		
（略）			
保健福祉部	（略）	（略）	（略）
	健康衛生班	（略）	（略）
		（略）	（略）
		1～9（略） 10　環境衛生に関すること。 11　医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する	関係班

修正後

部	班名	事務分掌	担当事務局班
総務部	（略）	（略）	（略）
	市町村班	（略）	（略）
		2　市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること（総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものを含む。）。 3　市町村分の普通交付税の繰上げ交付に関すること。	総括班 避難支援班 活動支援班 被災者支援班
危機管理部	（略）	（略）	（略）
	原子力安全班	1　原子力安全対策に関する総合調整に関すること。（原子力災害対策本部設置時は、災害対策本部事務局が実施する。） 2　原子力災害に関する業務支援及び助言に関すること。	
（略）			
保健福祉部	（略）	（略）	（略）
	健康衛生班	（略）	（略）
		（略）	（略）
		1～9（略） 10　環境衛生の確保に関すること。 11　医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関する	関係班

修正理由

- 「福島県災害対策本部規程」の改正を反映
- 「福島県災害対策本部規程」の改正を反映
- 「福島県災害対策本部規程」の改正を反映

章-節	現行	修正後	修正理由

現行

		こと。 12～18（略）	
（略）			

第２　災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌

１　事務局の組織

（１）～（４）（略）

（５）事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

（６）組織の細部

事務局長（危機管理部長）

事務局次長（危機管理課長　）

班　名　及　び　構　成

総括班（総員 39 名）
＜ユニット＞
① 指揮調整ユニット
② 企画調整ユニット
③ 庁内連携ユニット
④ 受援連携ユニット
＜構成員＞
班　長　災害対策課長
副班長　消防保安課長、危機管理課主幹　、災害対策課主幹
班　員　（ユニットリーダーの管理職）
消防保安課副課長１名、原子力安全対策課主幹１名、
企画調整部及び病院局から各１名
（ユニットリーダーの主任主査又は主査）
危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各１名
企画調整部から２名、総務部から１名
（その他の者）
災害対策課及び原子力安全対策課から各３名
危機管理部から２名、消防保安課　から　１名
企画調整部から３名、総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各２名
商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各１名

修正後

		こと。（統括災害薬事コーディネーターによる医薬品等の調整及び薬剤師の派遣調整等を含む。） 12～18（略）	
（略）			

第２　災害対策本部事務局の組織及び各班の事務分掌

１　事務局の組織

（１）～（４）（略）

（５）事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

（６）組織の細部

事務局長（危機管理部長）

事務局次長（危機管理部政策監）

班　名　及　び　構　成

総括班（総員 39 名）
＜ユニット＞
① 指揮調整ユニット
② 企画調整ユニット
③ 庁内連携ユニット
④ 受援連携ユニット
＜構成員＞
班　長　災害対策課長
副班長　消防保安課長、危機管理課主幹１名、災害対策課主幹
班　員　（ユニットリーダーの管理職）
消防保安課副課長１名、原子力防災　課主幹１名
企画調整部及び病院局から各１名
（ユニットリーダーの主任主査又は主査）
危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各１名
企画調整部から２名、総務部から１名
（その他の者）
災害対策課　から　３名
危機管理課　、消防保安課及び原子力安全総室から各２名
企画調整部から３名、総務部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各２名
商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各１名

修正理由

・「福島県保健医療福祉調整本部設置要綱」の改正を反映

・令和７年４月組織改編による見直し

・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	避難支援班（総員 24 名） ＜ユニット＞ ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット ＜構成員＞ 班　長　生活環境総務課長 副班長　避難者支援課長、技術管理課長 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から１名 避難地域復興局及び土木部から各１名 （その他の者） 消防保安課から３名、原子力安全対策課から２名 危機管理課及び災害対策課　　から各１名 生活環境部から３名、教育庁から２名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業部から各１名	避難支援班（総員 24 名） ＜ユニット＞ ① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット ＜構成員＞ 班　長　生活環境総務課長 副班長　避難者支援課長、技術管理課長 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から１名 避難地域復興局及び土木部から各１名 （その他の者） 消防保安課から３名 　　災害対策課及び原子力安全総室から各２名 生活環境部から３名、教育庁から２名 企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業部から各１名	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映
	情報班（総員 38 名） ＜ユニット＞ ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット ＜構成員＞ 班　長　県民広聴室長 副班長　　企業総務課長、統計課主幹 班　員　（ユニットリーダーの管理職） 総務部及び生活環境部から各１名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各１名 （その他の者） 災害対策課から３名、消防保安課から２名 危機管理課及び原子力安全対策課から各１名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各３名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各２名 企画調整部、病院局及び企業局から各１名	情報班（総員 38 名） ＜ユニット＞ ① 即報作成・広報ユニット ② 人的被害・住家被害情報ユニット ③ インフラ被害情報ユニット ④ 問合せ対応ユニット ＜構成員＞ 班　長　危機管理課長 副班長　県民広聴室長、工業用水道経営課主幹、統計課主幹 班　員　（ユニットリーダーの管理職） 総務部及び生活環境部から各１名 （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各１名 （その他の者） 災害対策課から３名、消防保安課から２名 危機管理課及び原子力安全総室　から各１名 生活環境部、農林水産部及び教育庁から各３名 総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各２名 企画調整部、病院局及び企業局から各１名	・令和７年４月組織改編による見直し ・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映
	活動支援班（総員 21 名） ＜ユニット＞ ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット ＜構成員＞ 班　長　人事課長 副班長　行政経営課管理職　　、危機管理部部主幹 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から３名、総務部及び出納局から各１名 （その他の者） 危機管理課から２名、総務部から６名、教育庁から４名、出納局から１名	活動支援班（総員 21 名） ＜ユニット＞ ① 安全監理調整ユニット ② 活動支援ユニット ③ 予算・経理ユニット ④ 防災行政無線ユニット ＜構成員＞ 班　長　人事課長 副班長　行政経営課管理職１名、危機管理部部主幹 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 災害対策課から３名、総務部及び出納局から各１名 （その他の者） 危機管理課から２名、総務部から６名、教育庁から４名、出納局から１名	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の記載に合わせた修正

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	被災者支援班（総員 30 名） ＜ユニット＞ ① 災害救助法ユニット ② 応急修理ユニット ③ 借上住宅ユニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット ＜構成員＞ 班　長　災害対策課主幹 副班長　建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班　員　（ユニットリーダーの管理職） 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各１名 （その他の者） 災害対策課から２名、危機管理課から１名、土木部から４名、 総務部及び企画調整部から各３名 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各２名 こども未来局及び病院局から各１名	**被災者支援班（総員 30 名）** ＜ユニット＞ ① 災害救助法ユニット ② 応急修理ユニット ③ 借上住宅ユニット ④ 住家被害認定調査支援ユニット ＜構成員＞ 班　長　災害対策課副課長 副班長　建築指導課主幹、土木部管理職、総務部管理職 班　員　（ユニットリーダーの管理職） 企画調整部、避難地域復興局及び教育庁から各１名 （その他の者） 災害対策課から２名、危機管理課から１名、土木部から４名、 総務部及び企画調整部から各３名 商工労働部、農林水産部、避難地域復興局及び文化スポーツ局から各２名 こども未来局及び病院局から各１名	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の記載に合わせた修正
	物資班（総員 33 名） ＜ユニット＞ ① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット ＜構成員＞ 班　長　商工総務課長 副班長　農林総務課長、出納総務課長 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 生活環境部及び商工労働部から各２名 企画調整部及び農林水産部から各１名 （その他の者） 危機管理課から２名、災害対策課　　から　１名 企画調整部及び商工労働部から各４名 農林水産部から３名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各２名 観光交流局及び出納局から各１名	**物資班（総員 33 名）** ＜ユニット＞ ① 物資調整ユニット ② 要請・調達ユニット ③ 輸送調整ユニット ＜構成員＞ 班　長　商工総務課長 副班長　農林総務課長、出納総務課長 班　員　（ユニットリーダーの主任主査又は主査） 生活環境部及び商工労働部から各２名 企画調整部及び農林水産部から各１名 （その他の者） 消防保安課　　、災害対策課及び原子力安全総室から各１名 企画調整部及び商工労働部から各４名 農林水産部から３名 総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各２名 観光交流局及び出納局から各１名	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映
	原子力班（総員 30 名） ＜ユニット＞ ① 原子力災害対策　　ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット ＜構成員＞ 班　長　原子力安全対策課長 副班長　放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班　員 （ユニットリーダーの主任主査等） 原子力安全対策課から２名、放射線監視室から１名 （その他の者） 原子力安全対策課から１８名、放射線監視室から６名	**原子力班（総員 20 名）** ＜ユニット＞ ① 原子力災害対策・モニタリングユニット ② 発電所監視ユニット ＜構成員＞ 班　長　原子力防災　　課長 副班長　原子力安全対策課長 班　員　（ユニットリーダーの管理職） 原子力安全総室から３名 （ユニットリーダーの主任主査等） 原子力安全総室　から１名 （その他の者） 原子力安全総室　から１４名	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映
	２　事務局各班のユニットリーダー及び分掌事務 前項により設置する班及びユニットの分掌事務並びにユ	２　事務局各班のユニットリーダー及び分掌事務 前項により設置する班及びユニットの分掌事務並びにユ	

章-節	現行	修正後	修正理由
	ニットリーダーは次の表のとおりとする。 ただし、勤務シフト等に応じ、ユニットリーダーは同班内の別のユニットのユニットリーダーになることができるものとする。 (1)　各班共通 （略） (2)　総括班 総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。 ユニット｜リーダー｜分　掌　事　務 （略）｜（略）｜（略） 受援連携ユニット｜災害対策課主幹 原子力安全対策課主幹｜（略） 7　災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 (3)　避難支援班 避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。 避難アセスメントユニット｜生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長｜（略） 4　避難所運営に係る応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 （略）｜（略）｜（略）	ニットリーダーは次の表のとおりとする。 ただし、勤務シフト等に応じ、ユニットリーダーは同班内の別のユニットのユニットリーダーになることができるものとする。 (1)　各班共通 （略） (2)　総括班 総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。 ユニット｜リーダー｜分　掌　事　務 （略）｜（略）｜（略） 受援連携ユニット｜災害対策課主幹 原子力防災課主幹｜（略） （削除） (3)　避難支援班 避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。 避難アセスメントユニット｜生活環境総務課長 避難者支援課長 技術管理課長｜（略） 4　避難所運営に係る応援職員への研修に関すること。 （略）｜（略）｜（略）	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映 ・「一般災害対策編」の記載に合わせた修正

章-節	現行	修正後	修正理由
	(4)　情報班 情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。 即報作成・広報ユニット：県民広報室長、企業総務課長、統計課主幹／（略） （略）／（略）／（略） 問合せ対応ユニット：生活環境部の管理職／（略）	(4)　情報班 情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。 即報作成・広報ユニット：危機管理課長、工業用水道経営課主幹、統計課主幹／（略） （略）／（略）／（略） 問合せ対応ユニット：県民広聴室長、総務部及び生活環境部の管理職／（略）	・令和７年４月組織改編による見直し ・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映 ・令和７年４月組織改編による見直し ・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映
	(5)　活動支援班 （略） (6)　被災者支援班 被災者支援班は、災害救助法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支援を行う。 災害救助法ユニット：災害対策課副課長／（略） ８　被災者支援・相談業務に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。 （略）	(5)　活動支援班 （略） (6)　被災者支援班 被災者支援班は、災害救助法の運用管理、応急修理や借上住宅等の住宅支援及び住家被害認定調査や罹災証明に係る市町村支援を行う。 災害救助法ユニット：災害対策課副課長／（略） （削除） （略）	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映

<table>
<tr><th>章−節</th><th>現行</th><th>修正後</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>住家被害認定調査支援ユニット</td><td>総務部及び企画調整部の管理職</td><td>（略）
3　住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>住家被害認定調査支援ユニット</td><td>総務部及び企画調整部の管理職</td><td>（略）
3　住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映</td></tr>
<tr><td></td><td>
（7）　物資班
物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。
<table>
<tr><td>物資調整ユニット</td><td>商工総務課長
農林総務課長
出納総務課長</td><td>（略）
3　支援物資に係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。
（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（7）　物資班
物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。
<table>
<tr><td>物資調整ユニット</td><td>商工総務課長
農林総務課長
出納総務課長</td><td>（略）
3　支援物資に係る市町村への援職員のニーズの把握、派遣人応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。
（略）</td></tr>
</table>
</td><td>・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映</td></tr>
<tr><td></td><td>
（8）　原子力班
原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。
<table>
<tr><td>原子力災害対策ユニット</td><td>原子力安全対策主任主査</td><td>1　原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。
2　原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。
3　原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>
（8）　原子力班
原子力班は原子力災害対応の全体調整、原子力発電所の状況等に関する情報収集及び緊急時モニタリングを行う。
<table>
<tr><td>原子力災害対策・モニタリングユニット</td><td>原子力防災課長</td><td>1　原子力災害における緊急事態応急対策の基本方針の調整に関すること。
2　原子力災害における緊急事態応急対策の総合調整に係る事務局長の補佐に関すること。
3　原子力災害特別措置法に基づく通報連絡に関すること。</td></tr>
</table>
</td><td>・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の修正を反映</td></tr>
</table>

章-節	現行			修正後			修正理由
			4　原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5　収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6　プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7　原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8　原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9　原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10　原子力班の総括に関すること。			4　原子力防災緊急時連絡網システムに関すること。 5　収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関すること。 6　プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関すること。 7　原子力現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 8　原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関すること。 9　原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関すること。 10　緊急時モニタリングに関すること。 11　原子力班の総括に関すること。	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の改正を反映
	発電所監視ユニット	原子力安全対策課主任主査	1　原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。 2　原子力事業者との連絡調整に関すること。	発電所監視ユニット	原子力安全対策課長	1　原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関すること。 2　原子力事業者との連絡調整に関すること。	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の改正を反映
	モニタリングユニット	放射線監視室主任主査等	1　緊急時モニタリングに関すること。	（削除）	（削除）	（削除）	・「福島県災害対策本部事務局運営要綱」の改正を反映
	第３　原子力現地災害対策本部の設置及び組織 本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。 1　現地本部の組織（福島県災害対策本部規程第 10 条及び第			第３　原子力現地災害対策本部の設置及び組織 本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。 1　現地本部の組織（福島県災害対策本部規程第 10 条及び第				

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
	11 条に基づく） (1)　現地本部長は副知事とする。 (2)　現地本部に副本部長及び班を置く (3)　現地本部は、県災害対策本部及び地方本部の要員をもって編成し、国及び防災関係機関の派遣職員を受け入れて組織する。 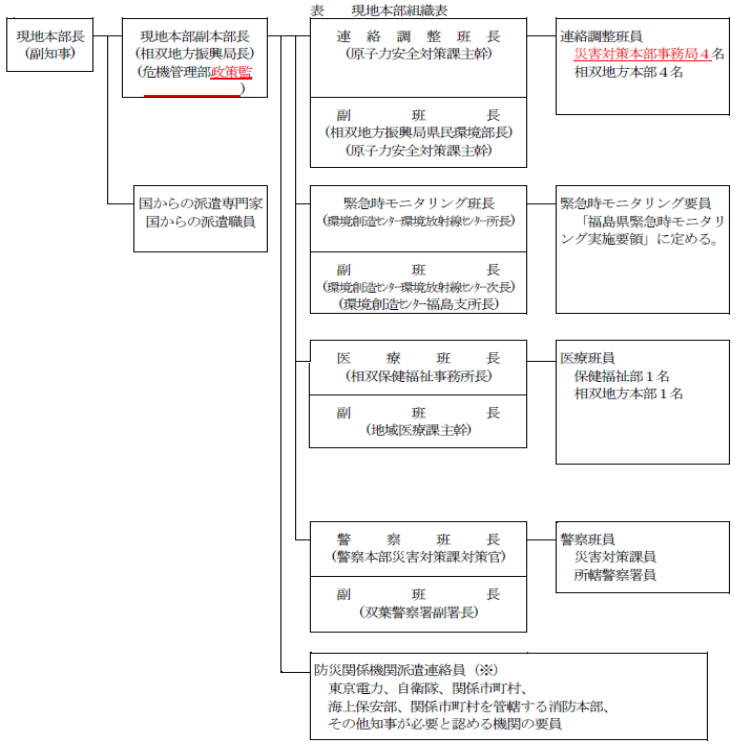 表　現地本部組織表 現地本部長（副知事） 現地本部副本部長（相双地方振興局長）（危機管理部政策監） 国からの派遣専門家 国からの派遣職員 連絡調整班長（原子力安全対策課主幹） 副班長（相双地方振興局県民環境部長）（原子力安全対策課主幹） 連絡調整班員 災害対策本部事務局４名 相双地方本部４名 緊急時モニタリング班長（環境創造センター環境放射線センター所長） 副班長（環境創造センター環境放射線センター次長）（環境創造センター福島支所長） 緊急時モニタリング要員 「福島県緊急時モニタリング実施要領」に定める。 医療班長（相双保健福祉事務所長） 副班長（地域医療課主幹） 医療班員 保健福祉部１名 相双地方本部１名 警察班長（警察本部災害対策課対策官） 副班長（双葉警察署副署長） 警察班員 災害対策課員 所轄警察署員 防災関係機関派遣連絡員（※） 東京電力、自衛隊、関係市町村、海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部、その他知事が必要と認める機関の要員 （略） 第４～第７（略） 第８　応援要請及び職員の派遣要請等 １　県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要	11 条に基づく） (1)　現地本部長は副知事とする。 (2)　現地本部に副本部長及び班を置く (3)　現地本部は、県災害対策本部及び地方本部の要員をもって編成し、国及び防災関係機関の派遣職員を受け入れて組織する。 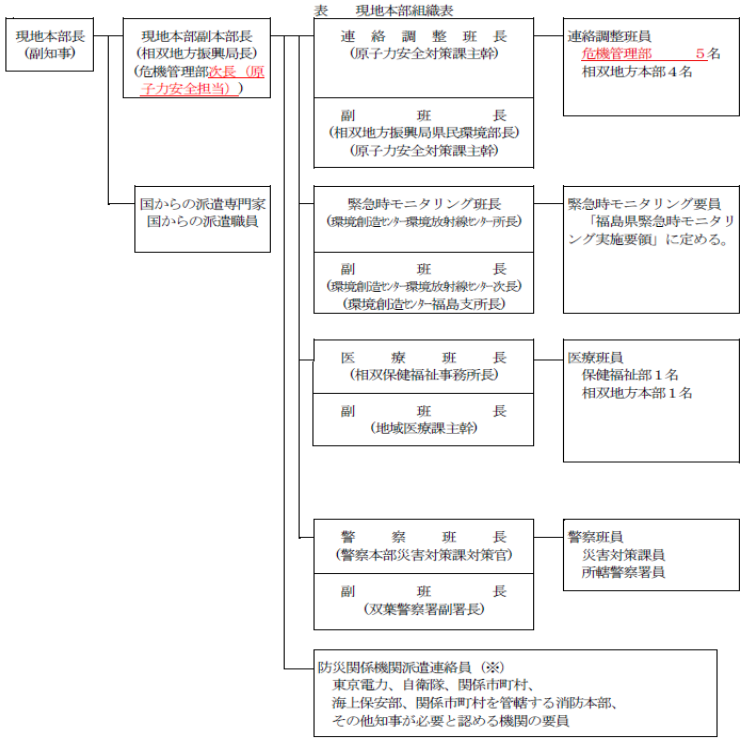 表　現地本部組織表 現地本部長（副知事） 現地本部副本部長（相双地方振興局長）（危機管理部次長（原子力安全担当）） 国からの派遣専門家 国からの派遣職員 連絡調整班長（原子力安全対策課主幹） 副班長（相双地方振興局県民環境部長）（原子力安全対策課主幹） 連絡調整班員 危機管理部　５名 相双地方本部４名 緊急時モニタリング班長（環境創造センター環境放射線センター所長） 副班長（環境創造センター環境放射線センター次長）（環境創造センター福島支所長） 緊急時モニタリング要員 「福島県緊急時モニタリング実施要領」に定める。 医療班長（相双保健福祉事務所長） 副班長（地域医療課主幹） 医療班員 保健福祉部１名 相双地方本部１名 警察班長（警察本部災害対策課対策官） 副班長（双葉警察署副署長） 警察班員 災害対策課員 所轄警察署員 防災関係機関派遣連絡員（※） 東京電力、自衛隊、関係市町村、海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部、その他知事が必要と認める機関の要員 （略） 第４～第７（略） 第８　応援要請及び職員の派遣要請等 １　県〔危機管理部　〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要	・令和７年４月組織改編による見直し ・班員を増員したことによる修正 ・令和７年４月組織改編による見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	請を行うものとする。 2　県〔危機管理総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 3　警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。 4　県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。 5　県〔危機管理総室〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。 6　緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。 第９～第 11（略）	請を行うものとする。 2　県〔危機管理部　〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 3　警察本部は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。 4　県〔危機管理部　〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。 5　県〔危機管理部　〕は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。 6　緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされており、緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合に、国に対しモニタリング要員の動員を要請する。 第９～第 11（略）	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し
第３章 第４節	第４節　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動 県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。	第４節　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動 県は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。	

章-節	現行	修正後	修正理由
	第１　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力 県〔　危機管理総室〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力を行うものとする。 第２～第４（略）	第１　原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力 県〔原子力安全総室〕は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力を行うものとする。 第２～第４（略）	・令和７年４月組織改編による見直し
第３章 第５節	第５節　住民等に対する指示の伝達と広報 第１　周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報 県〔危機管理総室、知事公室〕及び関係市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。 （略）	第５節　住民等に対する指示の伝達と広報 第１　周辺地域の住民等に対する指示の伝達と広報 県〔危機管理部　、知事公室〕及び関係市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、あらかじめ策定した原子力災害住民広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。 （略）	・令和７年４月組織改編による見直し
第３章 第６節	第６節　緊急時モニタリング 第１　緊急時モニタリング体制 １　初期対応段階の緊急時モニタリングの実施 県〔　危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。 ２～７（略） 第２～第４（略） 第５　県内各地における空間放射線量率等の測定 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率等の測定を行うものとする。 測定結果については、　危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。	第６節　緊急時モニタリング 第１　緊急時モニタリング体制 １　初期対応段階の緊急時モニタリングの実施 県〔原子力安全総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。 ２～７（略） 第２～第４（略） 第５　県内各地における空間放射線量率等の測定 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率等の測定を行うものとする。 測定結果については、原子力安全総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。	・令和７年４月組織改編による見直し ・令和７年４月組織改編による見直し

福島県地域防災計画修正（原子力災害対策編）　新旧対照表

章-節	現行	修正後	修正理由
第３章 第７節	第７節　避難及び屋内退避 第１～第２（略） 第３　避難及び屋内退避 １　避難 (1) ～(3)　(略) (4) 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。 (5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 ２　屋内退避 屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。 なお、感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 また、地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等	第７節　避難及び屋内退避 第１～第２（略） 第３　避難及び屋内退避 １　避難 (1) ～(3)　(略) (4) 病院や介護施設等において、健康状態等により、避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、関係市町村は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示するものとする。 (5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 ２　屋内退避 (1) 関係市町村は、屋内退避を決定したときは、屋外にいる住民等に対して、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。 また、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動を除き、対象地域内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。 (2)　感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。 (3)　地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、関係市町村により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避	・指針の改正を反映 ・前項の記載形式に合わせた修正及び不要な記載の削除 ・指針の改正を反映 ・前項の記載形式に合わせた修正 ・前項の記載形式に合わせた修正

章-節	現行	修正後	修正理由
	に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。	難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を関係市町村内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。	
	（新規）	(4) 屋内退避の継続の可否は、国が判断する。 なお、継続の可否の判断は、屋内退避実施後３日目を目安として行われ、それ以降は日々行われる。 その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合又はプルームが長時間又は断続的に到来し、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替を判断し、指示することになる。	・指針の改正を反映
	（新規）	(5) 屋内退避の解除の可否は、国が判断する。 なお、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避が解除されることとなる。	・指針の改正を反映
	３　その他 （略）	３　その他 （略）	
	第４～第５（略）	第４～第５（略）	
	第６　指定避難所の設置	第６　指定避難所の設置	
	１～２（略）	１～２（略）	
	３　指定避難所の生活環境把握等 県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の	３　指定避難所の生活環境把握等 県〔災害対策本部〕及び関係市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。	・「防災基本計画」の修正を反映

章-節	現行	修正後	修正理由
	健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の３つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。 積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。 孤立する恐れのある集落や長期断水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。 なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 ４　指定避難所における健康状況の把握等 （略） ５　指定避難所の運営における配慮 県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	さらに、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の３つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。 積雪寒冷地においては、冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。 孤立する恐れのある集落や長期断水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。 なお、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 ４　指定避難所における健康状況の把握等 （略） ５　指定避難所の運営における配慮 県〔災害対策本部〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	・「防災基本計画」の修正を反映

章−節	現行	修正後	修正理由
	また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。 ６～７（略） 第７～第９（略） 第 10　警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置 県〔災害対策本部（避難支援班）〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から緊急事態応急対策に従事する者以外の車両等が進入しないよう指導するとともに、重点区域の内外において交通規制を実施するなどして、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。 また、福島海上保安部は、巡視船艇及び航空機により市町村長等が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。 第 11（略）	また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食の提供を実施するものとする。 ６～７（略） 第７～第９（略） 第 10　警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置 県〔災害対策本部（避難支援班）〕及び警察本部は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町村長等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から緊急事態応急対策に従事する者以外の車両等が進入しないよう指導するとともに、重点区域の内外において交通規制を実施するなどして、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。 また、福島海上保安部は、船艇及び航空機により市町村長等が設定した警戒区域の警戒を実施するものとする。 第 11（略）	・「防災基本計画」の修正を反映
第３章 第10節	第１０節　原子力災害医療活動 第１　原子力災害医療活動の基本的体制 １～２（略） ３　医療中継拠点における対応 県〔保健医療福祉調整本部〕は、医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。 なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。	第１０節　原子力災害医療活動 第１　原子力災害医療活動の基本的体制 １～２（略） ３　医療中継拠点における対応 県〔保健医療福祉調整本部〕は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「ＳＣＵ」という。）の機能を補完する医療中継拠点を避難指示区域に近接する区域外の場所に設置する。医療中継拠点はS-SCU(Sub-Staging Care Unit)として運用し、原子力災害時において、避難中に発生した傷病者に対して早い段階でトリアージ等を実施し、必要な処置を行った上で適切な医療施設（ＳＣＵ含む）へ搬送する。 なお、医療中継拠点は以下の機能を有する。	・医療中継拠点の位置付けに関する見直し

章-節	現行	修正後	修正理由
	・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送 ・安定ヨウ素剤の配布 ・避難退域時検査・簡易除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定 ４～１０（略） 第２　県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制 １～４（略） ５　関係機関の協力 (1) 発電所の原子力防災管理者は、原子力災害医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。 (2) 原子力災害医療活動に対する協力要請 県〔健康衛生総室〕は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。 また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(独)国立病院機構、国立大学附属病院、(一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県診療放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 さらに、県〔危機管理総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請するものとする。 ６　原子力災害医療における指揮系統は次のとおりとする。 （略）	・避難途中の住民等へのトリアージ、治療、搬送 ・安定ヨウ素剤の配布 ・避難退域時検査・簡易除染 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定 ４～１０（略） 第２　県災害対策本部体制下における原子力災害医療体制 １～４（略） ５　関係機関の協力 (1) 発電所の原子力防災管理者は、原子力災害医療活動に必要な情報を、消防機関、医療機関及び県〔健康衛生総室〕に提供するものとする。 (2) 原子力災害医療活動に対する協力要請 県〔健康衛生総室〕は、受入先市町村長に対し、救護所の設置等に対する協力を要請するものとする。 また、県〔健康衛生総室〕は、必要と認められる場合は、県内外の原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、(独)国立病院機構、国立大学附属病院、(一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県診療放射線技師会等の専門機関等に対し、住民の問診や汚染検査等に対する医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。 さらに、県〔危機管理部　〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部に対し、救護所等での応急医療・救護、緊急時の避難退域時検査及び除染活動等に対する協力を要請するものとする。 ６　原子力災害医療における指揮系統は次のとおりとする。 （略）	・令和７年４月組織改編による見直し
第４章 第５節	第５節　災害地域住民に係る記録等の作成 第１～第２（略）	第５節　災害地域住民に係る記録等の作成 第１～第２（略）	

<table>
<tr><th>章-節</th><th>現行</th><th>修正後</th><th>修正理由</th></tr>
<tr><td></td><td>第３　災害対策措置状況の記録
県〔　危機管理総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。</td><td>第３　災害対策措置状況の記録
県〔原子力安全総室〕は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。</td><td>・令和７年４月組織改編による見直し</td></tr>
<tr><td>参考資料</td><td>表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて
５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
<table><tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ
（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr><tr><td>（略）
④　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。
（略）
⑥　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて
５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
<table><tr><th>警戒事態を判断するＥＡＬ
</th><th>緊急事態区分における措置の概要</th></tr><tr><td>（略）

（略）
⑤　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td><td>（略）</td></tr></table>（略）</td><td>・指針の改正を反映

・指針の改正を反映

・指針の改正を反映
・指針の改正を反映</td></tr>
</table>